

江戸時代の古文書史料を活用した 日本史探究の授業試案

Lesson Drafts for Advanced Japanese History Using Ancient Documents of the Edo Period

山下 恭

Yasushi YAMASHITA

(要旨)

高等学校学習指導要領(平成30年告示)で示された新科目「日本史探究」は、高等学校一年生での「歴史総合」の学習を踏まえ、2023年度より選択必須科目として高等学校二年生で実施されている。また同指導要領「日本史探究」の1. 目標には「…諸資料から我が国の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。…」とあり、授業での歴史資料の活用を強く求めている。今回実際の古文書史料(近世の土地売買証文)を使った「日本史探究」の授業試案を提示しようと思う。なお古文書史料を活用した授業は、かつてわたしが高等学校勤務時代に「日本史錬成」という学校設定科目の授業で、また本学で担当している社会科・地理歴史科教育法の歴史分野ですで行っており、今回その授業経験を活かして「日本史探究」の授業で高校生へ実施する場合の授業試案を提示した。

キーワード：学習指導要領、日本史探究、古文書史料、授業試案、主題学習

はじめに

(1) 研究の経過と目的

現在日本史探究に関する研究の多くが、学習指導要領に記載された日本史探究の科目としての性格や特徴、指導方法を解説することや大学入試科目との関連などに主眼が置かれている¹。また大学の教職課程では歴史総合・日本史探究の新科目へ対応できる人材を育成する試みとして史料の読解力を育成するための実践が報告されている²。その一方で、学年進行により探求科目が2023年度より高等学校で開始されたという事情もあり、日本史探究の教育実践に関する研究³は、まだ端緒についたばかりである。本稿では学習指導要領に記載され今回の改訂で強調されている歴史資料の活用に焦点を当てた日本史探究の授業実践例として、江戸時代の古文書史料そのものを生徒たちとともに解説し、歴史の面白さを生徒自身に体感してもらう授業試案を提示しようと思う。この試みは、本来大学あるいは大学院の史料解説の技法を周到な準備を行った上で、高校の日本史探究の授業に適用し実践しようとするもので、きわめて斬新な取り組みといえる。

(2) 高等学校日本史学習におけるこれまでの歴史資料の扱い

高等学校の日本史学習では、教科書とともに副教材として図説資料と史料集が併用されることが多い。前者の図説資料は考古学の遺物、歴史的建造物、仏像彫刻、芸術作品、人物写真、年表、統計資料などが時系列的に編集されており、授業者の解説とともに実際のものを写真などで確かめるさいに使用される。最近ではICT機器（パワーポイントなど）を活用し、こうした図説資料を補強する授業も展開されている。後者の史料集は重要な著作物からの引用、法令の紹介などから構成されている文字の史料である。例えば、8世紀前半の重要法令である「三世一身法」や「墾田永年私財法」などは『続日本紀』からの引用であり、11世紀の「寄進地系の荘園－鹿子木荘の例」などの引用は『東寺百合文書』からの引用である。江戸時代の享保の改革で出された「相對済し令」は『御触書寛保集成』から、寛政の改革の「寛政異学の禁」は『徳川禁令考』から引用されている。これらの重要史料は、高校生が学習しやすいように活字化され、かつ現代語訳されたものがセットになっている。教師は歴史事象の解説とともに、これらの史料集から重要法令などを紹介している。この種の図説資料や史料集はすでに市販されており、多くの高等学校では大学入試に備える形で、副教材として広く授業で使用している。しかしこうした従来の形ではない、歴史資料の活用法を今回改訂された学習指導要領では求めている。

(3) 高等学校学習指導要領（平成30年告示）日本史探究にみる歴史資料の取扱い

例えば、日本史探究科目における近世の歴史資料の活用について、身に付けさせたい技能として「近世の特色を示す適切な歴史資料を基に、資料から歴史に関わる情報を収集し、読み取る技能」をあげている⁴。また身に付けさせたい思考力、判断力、表現力として「歴史資料の特性を踏まえ、資料を通して読み取れる情報から、近世の特色について多面的・多角的に考察し、仮説を表現すること。」をあげている⁵。さらに高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説地理歴史編日本史探究には、取り上げる資料として「幕府や藩の法令、地

域に残る村方（^{じかた}地方）・町方文書、浮世絵などの絵画や出版物などの資料や、それらを基に作成された資料などから適切なもの」と具体例が示されている⁶。学習指導要領の求める歴史資料の活用法は、従来型の重要史料の紹介、入試に備えた史料問題に取り組む授業形態から大きく転換するものである。日本の歴史を学習する高校生に求められるのは「資料から歴史に関わる情報を収集し、読み取る技能」であり、「多面的・多角的に考察し、仮説を表現すること」である。そして授業で使用する歴史資料は「…地域に残る村方（^{じかた}地方）・町方文書…」などから精選したものであり、教師に求められるのは、このような歴史資料の発掘とそれを読み解く技能、さらに授業で活用する構成員である。指導する教師には古文書学の知識や古文書解読の能力などさらに深い専門性が求められている。

(4) 本稿で取り上げる歴史資料

上記の歴史資料の要件を満たすものとして、本稿で取り上げるのは19世紀初頭の古文書史料（田畑売買証文）である。兵庫県たつの市の民家から出た歴史資料⁷であり、所有者の方からそのコピーを頂いたものの一部である。この古文書史料が高等学校の授業で取り上げるのに最適だと判断したのは次の二点を満たしているからである。

- ①古文書史料を高校生が読み解くのに比較的平易な文章であり、古文書を読み解く楽しさを通じて、郷土の歴史を学ぶ面白さに気付くことのできる歴史資料であること。
- ②古文書史料の中に19世紀初頭の社会状況を示す情報があること。小作人・土地の等級・面積・収穫高・譲渡代銀・証人（立会人）の役職などの情報が詰まっており、江戸時代を通じての諸情報を学び検証することができること。

(5) 本論文の構成

本論文は大きく二つの章からなっている。第1章では授業で取り上げる19世紀初頭の古文書史料（土地売買証文）についてその性格を論ずるとともに実際の授業での活用法について提示する。

具体的には古文書の文字を一文字ずつ読み解くことを通じて、生の歴史資料に触れた達成感を生徒に味合わせること。また古文書に書かれている内容から、検地・石盛・銀遣い・村役人などこれまで学習した知識としての歴史用語が本当に当時の文書に記されていることを検証し、江戸時代の歴史を実感させることである。さらに『日本史探究』の教科書に記載されている内容との関連性について整理したい。また第2章ではこの古文書資料を活用した日本史探究の授業構成についてその試案を示したい。一般的には、今回活用するような一次史料は歴史系の大学・大学院での学習教材であり、高校生には難解すぎるのではないかという批判もあると思う。しかし諸準備のもとで古文書を教材として活用した場合の日本史探究の授業構成案を提示しようと思う。

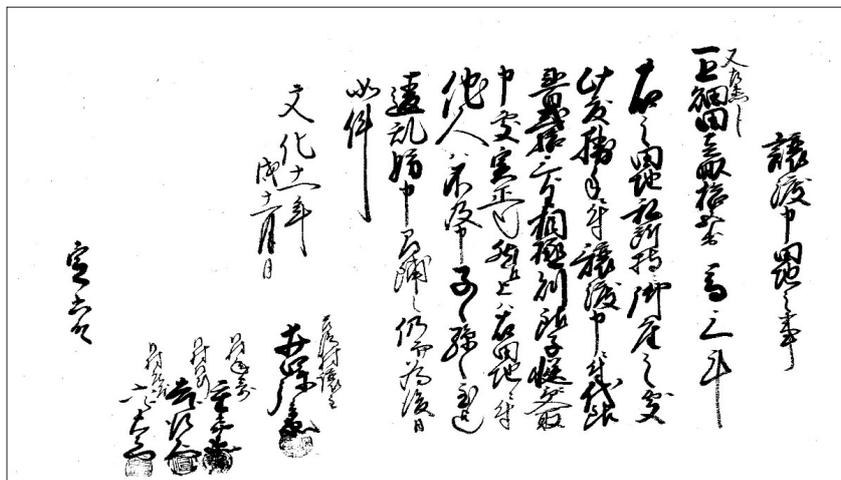
第1章 江戸時代の古文書史料（土地売買証文）の性格と授業での活用法

第1節 江戸時代の古文書史料（土地売買証文）の性格

(1) 授業で使用する文書（資料－1）についての解説

江戸時代には御家流という書風が流行し、庶民の間にも広まった。農村でも名主・庄屋層は十分な読み書きの能力があり、日常の記録が残されている。そうした農民によって書かれた^{じかた}地方文書も御家流で書かれている。当時の土地売買証文は1枚の書面に契約内容が書かれており（一件文書）、この文書も当時一般に定着した形式をとっている。その形式とは以下のものである。

- ①最初に表題が書かれている。この文書では「譲渡申田地之事」とある。この表題から土地売買に関する史料であることがわかる。
- ②2行目に小作人の名前が記してある。譲渡する田地については、すでに耕作に従事している小作人がいることを示している。
- ③譲渡する田畑の等級・面積が示され、さらにその土地の収穫高が記載されている。これは石高制のもとで行われた石盛に必要な情報であり、土地の売買には必ず記載されるものである。
- ④本文は当時の売買証文の形式に従って書かれている。譲渡対象の土地の代銀（秤量貨幣である銀貨での支払い額）が示されている。ただし実際の証文では金額記載のところや受取という箇所を押印することが一般である。印影のない状況から証文の控えであろうと推定される。
- ⑤この文書が作成された時期は、文面からは文化11（1814）年戌11月であろうと推定される。実際の日付が書かれていないことからやはり譲渡する場合のひな形、あるいは譲渡後の控えであろうと推定される。
- ⑥譲り主の氏名と立会人（証人）の役職名と名前、印影、さらに買い主の名前が記されている。立会人として年寄・庄屋の役職が記されており、土地の売買に際して、証人として署名・押印したことがわかる。
- ⑦文書が「表題、小作人の有無、土地の等級・面積・収穫高、土地の売価、契約内容、



資料－1 「譲渡申田地之事」（土地売買証文）

取引年月日、譲り主の情報(村名・名前・押印)、立会人(証人)名(村名・役職・押印)、土地の買主名」の順で書かれており、この形式は当時の土地売買証文の形式をとったものである。

(2) 古文書史料(土地売買証文)を読解する前に身に付けておきたい知識・技能

この文書(資料-1)を授業で生徒に判読させる前に、あらかじめ習得しておくべき知識がある。

①江戸時代の度量衡(面積・容積・重さ・長さ・距離など)に関する知識の習得

授業で活用する古文書の中には、土地の等級・面積や米の収穫高(容積)、銀貨の秤量(重さ)が出てくる。生徒にはそれぞれ以下の度量衡についての基礎知識を習得させておきたい。

<p>【面積】 1 坪(歩) = 6 尺四方 = 約3.3平方メートル (1 尺 = 約30.3センチメートル) 1 畝^せ = 30坪(歩) = 約99平方メートル 1 反(段) = 10畝 = 300坪 = 約991.74平方メートル 1 町 = 10反 = 100畝 = 3000坪 = 約9917.35平方メートル</p>
<p>【容積】 1 勺^{しやく} = 約18ミリリットル 1 合 = 10勺 = 約180ミリリットル 1 升 = 10合 = 100勺 = 約1.8リットル 1 斗 = 10升 = 100合 = 1000勺 = 約18リットル 1 石 = 10斗 = 100升 = 1000合 = 10000勺 = 約180リットル</p>
<p>【重さ】 1 匁 = 約3.75グラム 1 斤 = 160匁 = 約600グラム 1 貫 = 6.25斤 = 1000匁 = 約3.75キログラム</p>

資料-2 江戸時代の度量衡(面積・容積・重さ)

②江戸時代の貨幣制度

貨幣制度と金融制度については、授業で事前に学習する。東日本ではおもに金貨が使用され(金遣い)、西日本ではおもに銀貨が使われた(銀遣い)が、この古文書史料には銀貨での決済が記されている。

③江戸時代に使われた難読・難解語句・慣用句例の解説

古文書には、現代の表記とはまったく違う特有の文字が使われている。これらの文字の内、授業で使用する古文書に記載されている表現法や熟語などについてあらかじめ一覧表を作成し、生徒たちに提示し、その意味を知らせておくことも必要である。以下その一部を示す。

難読語句・用例	読み方	現代語訳
御座候	ござそうろう	～でございます
此度	このたび	この度
相極	あいきめ	～と決めて
慥ニ	たしかに	確かに
実正	じっしょう	確かなこと。明白なこと。
然ル上ハ	しかるうえは	そうだから、そういうわけだから
迄	まで	～まで
違乱妨	いらんさまたげ	道理を乱し妨害する。非難し妨げる。
為後日	ごじつのため	後日の為に
仍而…如件	よって…くだんのごとし	慣例により以上の文面をしたためました。

資料－3 難読・難解語句・慣用句例⁸

第2節 古文書史料の活用法

(1) 古文書の判読作業

第1節で論述したように、生徒に予備知識として江戸時代の度量衡、貨幣制度、難読文字・用例・慣用句例などをあらかじめ習得させた上で、資料－1で提示した古文書の判読に入る。教師はあらかじめ古文書を解読しておき、古文書史料に便宜上、1行ごとにアルファベットをふって置く。また一文字ごとに数字を文字の横にふって置く。例えば、1行目の文章をAの行と位置付けて、その文章の横に数字を振る。資料－1でA行の1文字目にはA-①と番号を振る。以下次のようになる。「A譲渡申田地之事」、この場合A行は表題の「譲渡申田地之事」全体を指し、「譲」という文字はA-①となる。生徒には「A-③」は何という字だろう？」「…そうだね「^{もうす}申」という字だね。」のように尋ねていき、一文字ずつ判読し、それを黒板に書き、生徒たちはあらかじめ配布された原稿用紙に写しとっていく。生徒たちは、グループであるいはペアで教え合い、確認しながら、古文書の文字を1文字ずつ写していき、やがて意味を考えるようになっていく。生徒は謎解き、あるいはパズルを解いていく感覚が楽しく、真剣に文書の判読に取り組んでいく。最終的に資料－4のような翻刻文ができあがる。

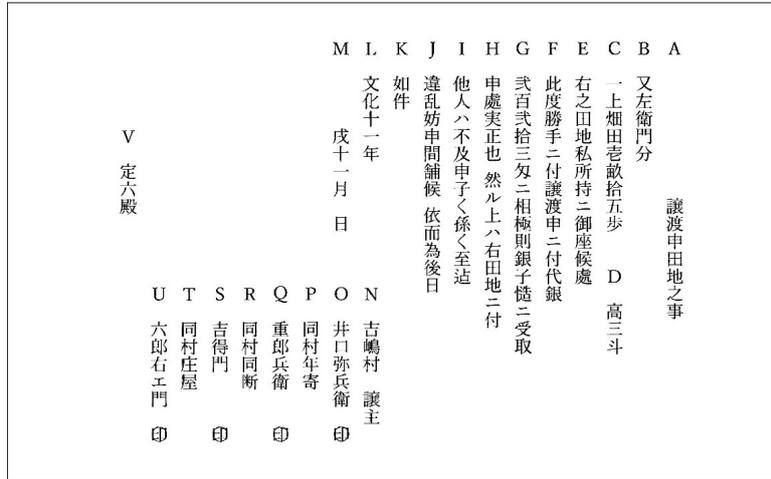
(2) 古文書翻刻文（資料－4）の読み方と解釈

生徒たちには、一文字ずつ写し取った文字の読み方とともに、その意味を考えさせる。生徒に答えさせながら、その上で解説を加えていく作業が必要になる。以下A行～V行まで、一行ごとに次のような解説をしていきたい。

A行 譲渡申田地之事（ゆずりわたしもうすでんちのこと、じょうともうすでんちのこと）
この表題からは、この古文書が土地の売買証文であることが分かるだろう。当然意味は「譲渡します田地のこと」となる。

- B行 又左衛門分 (またざえもんぶん)
又左衛門とはどういう人物だろうか。語尾に「分」と付いていることから、又左衛門が小作として入り、実際耕作をしている土地だということが推測される。
- C行 一上畑地壹畝拾五歩 (ひとつ じょうはただいっせじゅうごぶ)
譲渡する土地の等級は「上」の畑田であることがわかる。検地帳には土地の等級を記載しなければならない。一般に等級は上・中・下・下々の四つの等級に分けられるが、この譲渡予定の土地が収穫高の比較的多い「上級」の土地に分類されていることを知らせている。さらに面積が壹畝拾五歩と記載されているから、この土地の面積は現代の45坪に相当することが分かる。
- D行 高三斗 (たかさんと)
上記の壹畝拾五歩 (45坪) の土地からあがる収穫高が3斗であると示している。この場合、高は石高制の米の収穫高を示すものである。3斗とは約54リットル分の米である。
- E行 右之田地私所持=御座候處 (みぎのでんち わたくししよじにござそうろうところ)
「右に記載された田地は、わたくしが所持しているものでございます」と所有者を確定している。「御座候」という語は頻繁に現れる語で現代語訳に注目させる。
- F行 此度勝手=付譲渡申=付代銀 (このたびかってにつき ゆずりわたしもうすにつき だいぎん)
「このたびこちらの勝手な事情により、譲り渡すことになりました、代銀については」と訳することができる。「此度勝手=付」という表現は、土地の売買でよく使われる表現である。西日本では銀遣いなので、土地の売価は銀で支払うのが一般的である。
- G行 式百貳拾三匁=相極即銀子髓=受取 (にひやくにじゅうさんもんめにあいきめ すなわちぎんす たしかにうけとり)
この行では、土地の価格は銀貨で「223匁 (約836グラム) と決め、確かに銀子を受取りました」と書かれている。銀223匁とはどのくらいの価値があるのだろうか。金と銀との交換比率は日々変わるのであるが、金1両=銀60匁として金4両足らずのものであろう。
- H行 申處実正也然ル上ハ右田地=付 (もうすところじっしょうなり しかるうえは、みぎでんちにつき)
「申すところは明らかでございます。そういう訳で、右の田地につきましては」という意味であり、実正也という表現も一般的な定例の形式をとっている。
- I行 他人ハ不及申子、孫、至迄 (たにんはもうすにおよばず ししそんそんいたるまで)
「他人は申すまでもなく、わたくしの子どもや孫の世代までずーっと」という意味であり、この表現法も当時の一般的な形式にそったものである。

- J行 違乱妨申間舗候依而為後日（いらんさまたげもうすまじくそうろうよってごじつのため）
「非難し妨害することはありません、後日のために」という意味である。この表現も当時の証文の一般形式の典型である。（原文では「違」は「しんによろ+麦」の異体字である）
- K行 如件（くだんのごとし）
J行の「依而為後日」と合わせて「依而為後日如件」（ごじつのためよってくだんのごとし）と読むのが通例である。「後日の為、慣例によりこの文面を作成しました」という意味であろう。
- L行 文化十一年（ぶんかじゅういちねん）
文化（西暦1804～1818）は江戸後期の和年号。文化11年（甲戌）は西暦1814年に当たる。
- M行 戌十一月 日（いぬ じゅういちがつ ひ）
「戌の年、11月 日」とある。
- N行 吉嶋村讓主（よしまむらゆずりぬし）
田地の譲り主の住む村が記載されている。吉嶋村は、現在のたつの市新宮町にある地域名。
- O行 井口弥兵衛 ㊦（いぐちやへい）
文面に書かれている土地の所有者で譲り主の名前。井口という苗字が書かれていることから、その土地の有力者だと思われる。
- P行 同村年寄（どうそんとしより）
「同じ村に在住の年寄役を務めている」という意味。土地の売買に証人として立会った人物の役職が書かれている。
- Q行 重郎兵衛 ㊦（じゅうろうべえ）
土地の売買につき、証人として立会った年寄の名前
- R行 同村同断（どうそんどうだん）
「同じ村同じ役職」の意味
- S行 吉得門 ㊦（きちえもん、よしえもん）
土地の売買につき、立ち会った年寄の署名と捺印
- T行 同村庄屋（どうそんしょうや）
「同じ村に在住の庄屋役を務めている」という意味。立会人の役職が書かれている。
- U行 六郎右衛門（ろくろううえもん）
土地の売買につき、証人として立ち会った庄屋の署名と捺印。立会人の序列から言うと、最後に書かれているから、年寄の方が上の役職であったと推定できる。
- V行 定六殿（さだろくどの）
この古文書の文面の宛先人。土地を譲られる人物名と思われる。吉嶋村の井口弥兵衛は、定六という人物に「上畑田壺畝拾五歩」を「銀貳百貳拾三匁」で譲ったことになる。



資料-4 「譲渡申田地之事」(土地売買証文)の翻刻文

(3) 古文書の内容把握と素読

現代語に訳された文書(資料-5)は、生徒の古文書判読の仕上げとしての意味を持つ。古文書史料を配布され、一文字ずつ漢字を判読し原稿用紙に写し取った生徒にとって、現代語訳された文章は整理のために必要である。古文書に書かれていた内容は、こういう意味だったのかと全体像を知ることが重要であろう。

譲り渡します田地のことについて

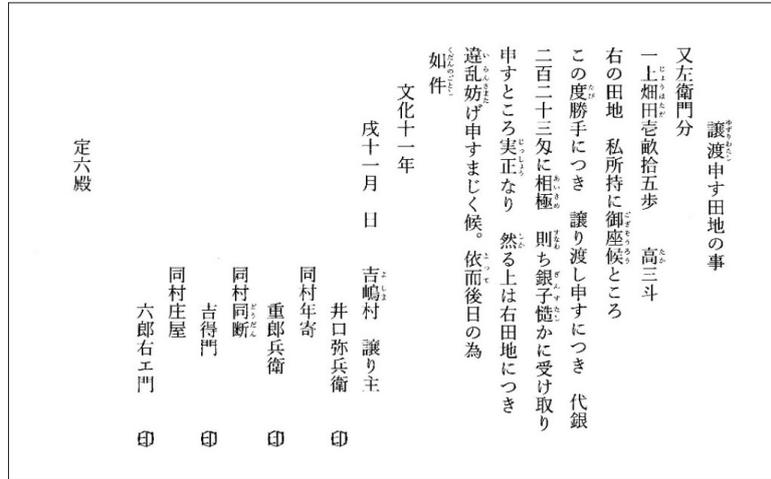
又左衛門(小作の)分
 一上畑田(面積)壹畝拾五歩 (収穫)高三斗
 右の田地は私が所持しておりますが、このたび、(こちらの)勝手な都合により譲り渡すことになりました。代銀を二百二十三匁と決めて、銀子を確かに受け取りましたことは事実でございます。この上は、右の田地について他人は申すまでもなく子々孫々に至るまで、(そちらの所有を)妨げることはございません。
 後日の為に、書類を作成いたします。
 文化十一年戌十一月 日

- 吉嶋村 讓主(田地を譲り渡す人物)
- 井口弥兵衛 ④
- 同村年寄(証人としての署名・押印)
- 重郎兵衛 ④
- 同村同断(証人としての署名・押印)
- 吉得門 ④
- 同村庄屋(証人としての署名・押印)
- 六郎右エ門 ④

定六殿(田地を譲り受ける人物)

資料-5 「譲渡申田地之事」(土地売買証文)の現代語訳

さらに、判読した文章を漢文と同様に書き下し文にしたのが、次の資料-6である。



資料-6 「譲渡申田地之事」(土地売買証文)の書き下し文

この書き下し文は、教師が声を出して、1行ずつ読み、それを生徒たちに復唱させることで、生徒の興味は一層増すであろう。それが一通り終わったところで、個々の生徒に読む練習をする時間を与え、その後幾人かの生徒を指名し、全文を読ませる。指名された生徒の読む後で、すぐに生徒たちが復唱する。さらに資料-1の生の古文書史料(符号を打っていないもの)を配布し同様のことをおこなう。生徒たちには、「今みんなで文書を読みましたね。これが当時の文章を学ぶ勉強法の一つです。」と教示すれば授業の質も高まるであろう。素読は19世紀初めに各地に数多く設けられた寺子屋での勉強法である。

(4) 古文書史料から得られる情報とその活用

この古文書史料から得られる情報と高等学校で使用されている日本史探究の教科書(本稿では「詳説 日本史探究」(山川出版社、2023年発行)から引用し、教科書名を山川と略記する。)との関連性を指摘したい。

1. 太閤検地との関連性

古文書に記されている「上畑田壺畝拾五歩」の箇所は、教科書の太閤検地についての項目と関連付けられる。教科書(山川143頁)には「秀吉は、惣村の伝統をふまえ、服属させた地域に、村を単位として新しい方法で検地を施行していった。これを太閤検地と呼ぶ。1段(反)を360歩から300歩に狭めて田畑・屋敷の面積を1区画ごとに測り、上・中・下・下々などの等級に応じて石高を定め、作人(百姓)を記載した検地帳を作成させて村に交付した。」と書かれている。この太閤検地で採用された石高制や石盛の方法は江戸幕府に引き継がれたが、古文書の記載には土地の等級や面積が記載されており、生徒は古文書史料により、実際に譲渡対象の等級や面積を確認できる。

2. 村と百姓

古文書には田畑売買の証人(立会人)の名前として「同村年寄 重郎兵衛」「同村同断 吉得門」「同村庄屋 六郎右エ門」の3名が記されている。教科書の「村と百姓」の項目(山川、168頁~169頁)には「村は、名主(庄屋・肝煎)や組頭・百姓代からなる村役人(村方

三役)を中心とする本百姓によって運営され、農業労働、入会地の利用、水路・溜池などの揚水や山野の管理、道の整備、治安や防災などの仕事を共同で自治的に担った。」とある。古文書史料には村方三役の一つとしての「庄屋」の役職を持った人物名が記されており、土地の売買時には庄屋クラスの村役人(本百姓)が証人として立ち会ったことを生徒に発見させたい。生徒からは「庄屋とともに併記されている年寄という役職は教科書の村役人には名前がないのでは?」という質問がなされる可能性はあるが、地域によっては村の指導者には年寄や大年寄、大庄屋などの名称もあることを指摘しておきたい。また古文書のなかの「又左衛門分」という記載であるが、同教科書(169頁)には「村内には田・畑をもたず、地主のもとで小作を営んだり、日用(日雇)仕事に従事したりする水呑(無高)や、有力な本百姓と主従制のような隷属関係のもとにある名子・被官・譜代なども存在した。」と書かれており、古文書史料に記載のある「又左衛門」は「井口弥兵衛」の土地を小作していた人物と考えられる。井口弥兵衛と又左衛門とは「有力地主-小作人」との関係ととらえるのが妥当であろうが、詳細な関係は古文書の史料からは分からない。

3. 1643年田畑永代売買の禁止令の発令とその目的

江戸時代の田畑売買について、教科書(山川、169頁~170頁)には「幕府は百姓の小経営をできるだけ安定させ、一方で貨幣経済にあまり巻き込まれないようにし、年貢・諸役を確実に徴収しようとした。このため、1643(寛永20)年に田畑永代売買の禁止令、1673(延宝元)年には分割相続による田畑の細分化を防ぐために分地制限令を出した。」と記述されている。1643年の法令は、1872(明治5)年2月に明治政府によって田畑永代売買の禁止令が解かれるまで続いた。この禁止令については、重要法令であり教科書(山川、170頁)に次のように記載されている。

史料-1 一六四三(寛永二十)年三月の田畑永代売買を禁ずる法令

- 一. 身上^{しんじょう}能^よき百姓は田地を買い取り、弥^{いよいよ}宜^{よろし}く成り、身体成らざる者は田畑^{こきやく}を沽^か却^{かく}せしめ、猶^{なほ}々^{おほ}身上成るべからざるの間、向^{きようこう}後^{こう}田畑売^{ちようじ}停止^ちたるべき事。

〔御触書寛保集成〕

【通釈⁹】

- 一. 資産のある百姓は、田地を買いとり、いよいよ豊かになり、家計の苦しい者は、田地を売却して、いよいよ家計が苦しくなるので、今後田畑の売買は禁止する。

教科書には上記の史料のみが掲載されているが、幕府が出したこの法令には、同時に厳しい処罰規定もつけられていた。

史料-2 田畑永代売買御仕置¹⁰

- 一. 売主^{ろうしや}牢^{らう}舎^{しゃ}の上追放。本人死候時は子同罪。
 一. 買主^{かたいろう}過^か怠^{たい}牢^{らう}。本人死候時は子同罪。但、買候田畑ハ売主の御代官又ハ地頭え之を取り上ぐ。

- 一、証人過怠牢。本人死候時ハ子ニ構^{かま}なし。(構の文字は、原文では 才 + 耨)
- 一、質に取り候者は作り取りニして、質に置き候者より年貢役相勤候得は、永代売同前の御仕置、但し、頼納買^{らいのう}といふ。
右の通り、田畑永代売買^{ちようじ}停止の旨仰せ出され候。
寛永二十年未三月
「御触書寛保集成」

【通釈¹¹】

- 一、売主は投獄の上、追放刑。本人が死んだ場合はその子を同罪とする。
- 一、買主は罰金刑。本人が死んだ場合はその子を同罪に処する。ただし、買った田畑は売主の代官または領主へこれを取り上げる。
- 一、証人となった者は罰金刑。本人が死んだ場合はその子は無罪。
- 一、田畑を質にとった者が、質地を耕作し、収穫し、その質地の年貢諸役を質入れ人が負担する場合は、永代売同様に処罰する。このような質入れを頼納買という。
右の通り田畑永代売買を禁止する旨、仰せ出された。
寛永二十年未三月

この法令には、親の罪を子に負わせるという親族連坐制も取り入れられており、幕府が田畑の売買を厳しく禁じていたことがわかる。農民の土地が質入れされ、さらに質流れし、最終的に売却されることを非常に警戒している。これは年貢負担者として幕藩体制を支えた本百姓層の分解を防ぐという意味が大きかった。法令は17世紀の中頃に出されたものであるが、その後18世紀に入ると貨幣経済が農村部にまで浸透し、農民層も生活には貨幣が必要不可欠のものになっていった。

貨幣経済と商品経済の発展の中で、農村部の人々にも貧富の差が生じ、18世紀の後半には貧困化する本百姓も出始めた。田畑は質流れの形で最終的に売買され、それを手に入れる地主層が現れた。

古文書の史料に戻って考えてみると、田畑永代売買禁止令に基づいて藩が処罰するとした場合、売り主の井口弥兵衛・買い主の定六・三人の証人（立会人）すべてが処罰の対象となる。藩は土地の売買を黙認していたのではないかと思われる。19世紀の初頭には本百姓の分解が顕著になっており、土地の売買が水面下で行われていたと考えられる。

4. 1814（文化11）年当時の日本社会

生徒に古文書が書かれた頃の日本の社会状況を調べさせることも重要である。この文書が作成された文化11年は、西暦で1814年にあたる。まず生徒に年表からこの時代の日本社会の状況について調べさせたい。生徒はこの時期に頻繁に外国船が日本近海に出没し、幕府がその対応に追われたことを指摘するであろう。1811年に発生したゴーロウニン事件はロシアと日本の関係を悪化させたが、1813年に高田屋嘉兵衛の尽力で解決に至っている。ロシアとの危機を乗り越えて、1814年10月に幕府は箱館・松前以外の蝦夷地守備兵を撤収させている。また伊能忠敬が幕命で全国の沿岸を測量し日本の地図を作成している時期でもある。文化の面を見ると、同年11月は後期読本の代表作である『南総里見八犬伝』の第

1 輯が刊行されている。翌1815年4月には杉田玄白の著書『蘭学事始』が刊行されている。目を世界の出来事に向けてみると、1814年はウイーン会議が開催され、新しいヨーロッパの国際秩序が模索されていた時期である。このような時期に作成された古文書として広い世界観を持たせたい。

5. 社会の変容

17世紀の中頃に発せられた田畑永代売買の禁令があるにも関わらず、19世紀には、こうした土地の売買はごく普通に行われたと指摘したが、そうした社会の変容は18世紀後半に顕著となってくる。教科書（山川、194頁～195頁）に「享保の改革のあと、18世紀後半は幕藩体制にとって大きな曲がり角となった。村々では地主手作をおこなう一部の有力な百姓が、名主・庄屋などをつとめ、手持ちの資金を困窮した百姓に利貸し、村やその周辺から質にとった田畑を集めて地主に成長し、これら田畑を小作人に貸して小作料を取り立てた。」と書かれている。本百姓が困窮し、所有する田畑を質に入れ、自身は小農民・小作人になっていく状況は、本百姓の分解としてとらえることができる。竹安繁治は河内国下小坂村の事例を取り上げて、百姓の中で0.5町未満の土地を持つ小百姓の割合が1728年34.8%、1753年60.7%、1795年62.3%、1815年68.1%と増加していることを指摘している¹²。17世紀の後半は村の6割以上が0.5町未満の土地しか持たない小農に転落している。その一方で土地を集積した大地主層（豪農層）が現れる。こうした本百姓の分解が進んだ結果、19世紀には田畑の売買が普通に行われていったと考えられる。

実際龍野藩の有力醤油醸造家の円尾家は、文政期に隣接する赤穂藩の前川浜開発に資本参加し、開発された塩田の一部を所有し産塩を醸造用として把握しようとした例がみられる¹³。また塩田開発者前川家の所有した三番浜は質に入れられ姫路藩領内の醤油醸造業者が買い取り所有者となる事例が見られる¹⁴ことから、19世の地方社会において、藩を越えての土地（塩田）の売買までもが行われており、その結果授業で取り上げるような土地の売買証文が民家に残されたと思われる。生徒には、「1643年に発令された田畑永代売買の禁令は、江戸時代を通じて本当に堅く守られたのだろうか？江戸時代もくだと、幕藩体制は動揺し、このような法令も徐々に効力を無くしていったのではないだろうか」と疑問を持たせ、仮説を設定し、授業の主題としたい。

第2章 江戸時代の古文書史料を活用した授業試案

第1章で詳述した古文書史料を授業で活用する場合の授業の構成について試案を提示したい。

第1節 学習指導計画

(1) 授業計画

1. 実施対象 「日本史探究」履修生徒（高校3年〇組 男女各20名、計40名を想定）
2. 実施時期 高等学校3年次の1学期
3. 実施場所 HR教室又は社会科教室（ICT機器が使用できる教室、電子黒板設置済）

4. 単 元 江戸時代のテーマ学習

「幕府が1643年に発令した田畑永代売買の禁止令は本当に遵守されたのだろうか」

5. 教材・教具 教科書（『詳説 日本史探究』山川出版、2023）、図説資料、史料集、郷土の古文書史料、パワーポイント、電子黒板、タブレット端末

6. 指導上の留意点

①生徒観

本学級は、「日本史探究」を選択した生徒で構成されており、1年次の「歴史総合」の授業を経て日本の歴史に興味・関心を持つ生徒が多い。選択必修科目として、2年次に「日本史探究」を選び、現在3年生として受験を控え真剣に授業に取り組んでいる。

②教材観

日本史探究の教科書と副教材の図説資料・史料集を活用した授業を受けてきているので、史料について取り組む姿勢はできている。しかし今回のようにテーマを設定し、郷土の古文書を使用する授業は初めての体験であり、相当の準備が教師に求められる。事前に生徒に配布すべき資料としては度量衡の一覧表、難読文字の読み方と意味をまとめたものや異体字の一覧表が必要となる。古文書史料については、ただ提示するだけでなく、生徒が判読しやすいような仕組みが必要である。

③指導観

探究型の授業は、まず生徒に歴史上の事象に対して疑問を持たせることから始まる。しかし生徒から自然とそうした疑問が沸き上がるのを待つのは難しい。そこで教師はそうした疑問が出てくるようなヒントを与えることが必要になる。今回は教師側から「江戸時代に出された田畑永代売買の禁令は絶対的なもので、本当に庶民は守ったのだろうか。」と提示したい。

7. テーマ学習の目標

①仮説を設定し、それを検証するために、郷土の古文書史料を読み、その史料から得られる情報から仮説が正しいことを学ぶとともに、江戸時代の社会状況や特色を学び説明ができる。

②地域の古文書を判読し、その意味を知ること、郷土に対する親しみを持つとともに、生の歴史資料に触れることで歴史の面白さを体験することができる。

③古文書を教材として、素読をおこない、江戸時代後期の寺子屋でおこなわれていた教育法を体験する。

8. 評価の観点

○「知識・技能」

1643年の「田畑永代売買の禁令」（史料－1、史料－2）の内容を知り、なぜこの法令が出されたのか当時の社会状況を理解できる。

○「思考・判断・表現」

古文書史料の判読に際して、文字を予想し、当時の表現方法を知り、現代の表現法との違いに着目できる。学習主題を知り、仮説を検証すべく複数の視点から

考察できる。

○「主体的に学習に取り組む態度」

問題意識を持ち、協同学習を通じて、古文書史料の判読に意欲的に取り組み、多くの情報を読み取り当時の社会状況を知ろうとしている。

9. 主題学習指導計画 (全3時間)

	学習内容	学習活動	教員の指導・支援	評価規準・方法
1	江戸時代の土地制度を知ろう	検地帳記載内容：耕作人・土地の等級と面積	農村の自治・年貢の村請制について理解させる	知識・技能
2	江戸時代に書かれた歴史資料	歴史資料について知る ・様々な歴史資料を知る ・難読文字・語句を学ぶ	江戸時代の歴史資料の中で類出の十干十二支・時刻・難読文字や語句について触れる	知識・技能 思考・判断・表現
3 本時	1643年田畑永代売買の禁止令は守られたのだろうか	・法令の意味を知る ・古文書の内容から当時の社会を読み解く ・素読の体験をする	・主題学習の提示をおこない、仮説を設定する。古文書の解説から得た情報により、仮説の検証をさせる	主体的に学習に取り組む態度

10. 本時の目標 (全3時間のうちの3時間目)

- ・1643年に出された田畑永代売買の禁令は、18世紀後半の社会の変容を経て、その効力を逸していったことを古文書史料を読むことで知ることができる。
- ・古文書史料を読み解くことで、江戸時代の土地売買証文の形式を知り、度量衡・村役人の役目などを検証できる。
- ・古文書判読の体験を通して、郷土の歴史に触れ、歴史の面白さを体験することができる。

11. 本時の展開 (注：表中の資料－1、史料－1などは第1章の史・資料と同じものをさす)

	学習内容	学習活動	指導上の支援・留意点など	評価の実際
導入 (7分)	主題学習の説明と問題提起	1643年の「田畑永代売買の禁令」について内容を史料で確かめる。 ・解説を聴く ・問いかけに答える (予想される答え) ・地域によって違うのではないか。 ・幕領と藩領では違いがあるのではないか。 ・年代が下るにつれて統制が緩み法令は遵守されなくなっていたのではないか。 ・厳しい内容だが、違反者への処罰は本当に実行されたのだろうか。	・1643年の「田畑永代売買の禁令」(史料－1、史料－2)を紹介し、解説する。 【問い】 「この田畑永代売買の禁令は、江戸時代を通じて本当に堅く守られたのだろうか？みなさんはどう考えますか」 (複数の生徒からの意見を黒板に書き集約し、意見の共有をはかる) 【仮説の設定】 ・いろいろな意見が出される中で、「年代が下るにつれて統制が緩み法令は遵守されなくなっていたのではないか？」という意見を採用し、それを仮説として設定する。 ・ここに、兵庫県たつの市の民家に保管されていた土地に関する古文書(資料－1)があります。この古文書を解説していくことで、仮説の検証をおこないましょう。何がわかるでしょうか。	「知識・技能」 主題学習のテーマを知り、問題意識を持つ。

展開(1) (25分)	古文書の解説	<p>・清書用原稿用紙の使い方について説明を聞く。 【4人一組で班を作る】 ・配布された古文書に目を通し、判る文字に印を入れる。 ・班員で互いに判った文字について教え合い共有する。また判別できない文字や語句について印を入れる。 ・電子黒板に写し出された古文書の文字を一文字ごとに確認し、1行ごとの読み方や意味を理解する。 ・読み方の判からない文字については、板書された文字を写す。 ・黒板の翻刻文字を見て、古文書記載文の清書を完成する。</p>	<p>【清書用原稿用紙配布】 【資料-1の古文書を配布】(あらかじめ各行にアルファベットの大きな文字を、更に一文字ずつ順に①②…と数字を打っておく) 【班編成：協同学習の形をとる】 ・古文書(資料-1)はパワーポイント資料として、電子黒板(スクリーン)に写し出す。 ・判別できる文字とできない文字を班内で共有し確認させる。 ・A行の文字で判る文字を班ごとに答えさせる。判らない文字については、解答を黒板に書いていき、文意を説明する。 ・以後各行の文字と文章について同様のことを指示し、文章全体の翻刻を完成させる。 【適宜机間指導を実施】 ・翻刻文(資料-4)全体を電子黒板に映写し、原稿用紙への清書を促す。</p>	<p>「主体的に学習に取り組む態度」 班員が協力し合い文書を読んでいこうとしているか。</p> <p>「知識・技能」 古文書の判読の技能を身に付けてようとしている。</p>
展開(2) (10分)	古文書から分かること	<p>・配布された古文書の現代語訳と翻刻文から得られる情報をすべてあげる。 (予想される答え) ・小作人の名前がある ・土地の等級と面積・収穫高の記載がある ・証人として立ち会った村役人の役職(年寄・庄屋)の記載がある。年貢を納めるときと同じだ。 ・土地の価格が決められ銀貨で支払われている。</p>	<p>・古文書の現代語訳(資料-5)のプリントを配布し、電子黒板及びタブレット端末にも同時に映し出す。 古文書から得られる情報を班であげさせ代表者に発表させる。</p> <p>・石高制での石盛と検地帳に記載される内容を思い出させる。 ・村方三役とよばれた、村の指導者が土地の売買に証人として立ちあっているのはなぜか考えさせる。⇒村請制に言及する ・西日本は銀遣いであり、銀貨は秤量貨幣で重さを量って価値を決め支払われたことがわかる。 (貨幣・金融制度の復習)</p>	<p>「思考・判断・表現」これまで学習した江戸時代の知識と古文書から得られる情報を結びつけることができる。</p>
展開(3) (5分)	当時の社会状況	<p>(答え) ・禁令は守られておらず、土地の売買は行われていた。</p> <p>(予想される答え) ・本百姓が困窮化して持っている土地を質に入れ、結局売却したから。 ・所有する畑田を切り売りしたのではないから。 ・地主層と藩の役人が結託したから。 ・貨幣経済の農村部への浸透により、生活にお金が必要になったから。</p>	<p>【再度の問い】 この文書を読み終えて再度問う。「1643年に発令された田畑永代売買の禁止令は守られていたのだろうか。」(幾人か指名し答えさせる) ・19世紀の初期にはこの文書が示すように土地の売買は行われており、禁令は守られなかったと結論づける。 【問い】 ・ではなぜ禁令は守られず、土地の売買が行われていたのかその背景について各班で考えて、発表してください。 【仮説の検証】 ・古文書史料から、田畑の売買は行われていたことがわかる。田畑永代売買の禁止令は遵守されなくなっていた。</p>	<p>「思考・判断・表現」19世紀の日本の社会状況を考え、結論を導き出そうとしている。</p>

<p>まとめ (3分)</p>	<p>古文書に親しむ 読む練習：素読 歴史の面白さを 知る</p>	<p>・書き下し文を各自読む ・教師のあとに続いて読む。 ・当てられた生徒に続いて全員が声を出して読む。 ・配布された生の古文書史料を全員で読む。</p>	<p>・古文書の書き下し文を配布し、各自意味を考えながら読む練習をさせる。 ・素読とよばれる当時の寺子屋で行われた方法で、文章になじませる。 ・記号を振っていない古文書を配布し、最後に読ませる。</p>	<p>「主体的に学習に取り組む態度」 学習した古文書史料に興味を示し、意欲的に読もうとしている。</p>
---------------------	---	---	---	--

おわりに

新科目日本史探究の授業とこれまでの日本史Bの授業では何が違うのであろうか。学校現場では探求型の授業に戸惑いが見られる。そのまま日本史Bの授業内容を継続している教師も多いのではないだろうか。2023年現在、高校2年生には日本史探究、3年生には日本史Bの授業が行われている。使用されている両者の教科書（山川出版社刊）を比較してみると、日本史探究の教科書には、より多くの史料が掲載され、また歴史資料の読み解き方に関する特集ページも組まれている。新学習指導要領に、歴史資料を十分に活用した授業をおこなうことと記載された対応とらえることができる。本稿ではこうした要請に応えて、近世の古文書史料を活用した授業の試案を提示した。試案のもとになったのは、かつて高校日本史の授業で古文書を使った授業を行った経験があること、また現在担当している社会科・地理歴史科教育法の講義の中で、「教材研究の意義と方法」という項目を設定し、歴史分野の教材研究の一環として古文書を読む時間を設けていることである。学生の古文書解読意欲は高く、真摯に学習に取り組む姿は、高等学校での生徒たちの姿と重なった。そして日本史探究の授業案作成へとつながった。最近ではAIを活用した古文書解読ツールも開発されており¹⁵、教師の負担も少なくなり、古文書史料の活用領域も拡大すると思われる。この試案が日本史探究の授業モデルとして、多くの高等学校の日本史探究授業実践のヒントになれば幸いである。

【注】

1. 戸川点「『日本史探究』をどう教えるか」(拓殖大学教職課程年報 No.2 2019年10月、48頁～51頁)「日本史探究」をめぐる研究状況で3人の論文を以下のように紹介している。
 - ・小川輝光「探求する日本史は何を語るか」(小川2019)：日本史探究の内容検討、歴史研究と歴史教育の対話の可能性を論じている。
 - ・西村嘉高「新しい高等学校学習指導要領について―『日本史探究』を中心に―」(西村2019) 日本史探究の特徴を明らかにし、教育現場および大学へ意識改革を求めている。
 - ・中家健「学習指導要領の改訂―その背景と日本史探究の趣旨―」(中家2019)：「日本史探究」改訂の背景と影響を述べている
 戸川はこれまでの研究成果を整理し、「日本史探究」の授業の進め方、大学の教員養成課程は何を行なうべきかについて論じている。
2. 戸川点「史料読解力をどう育成するか」(拓殖大学教職課程年報 No.4 2021年10月、52頁～67頁)。戸川は歴史総合、さらに日本史探究の授業を見据えて、教職課程の学生にも史・資料の取扱い、特に史料批判や史料を分析する力が必要になると指摘している。そして教職課程の学生へ実践した記録を報告している。しかしあくまで高校の歴史担当の教員養成としての大学での試みであり、高等学校の生徒に直接古文書を解読させる授業は想定していない。
3. 中野光弘・松本浩之「新科目『日本史探究』の主題学習を想定した授業実践」(文教大学教育研究所紀

要29巻、2020.12、83頁～91頁）：現行の「日本史B」科目の中で「日本近現代史の探究」という単元を構想し、実践した報告である。日本史探究の授業を見据えた実践である。

4. 高等学校学習指導要領（平成30年告示）（文部科学省発行）65頁の(2)歴史資料と近世の展望 ア次のような技能を身に付けること の項目参照
5. 高等学校学習指導要領（平成30年告示）（文部科学省発行）65頁の(2)歴史資料と近世の展望 イ次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること の項目参照
6. 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 地理歴史編（文部科学省発行）235頁(2)内容の取扱いのキの項目参照
7. 筆者が龍野市内の高等学校に勤務していた1993年の夏に、知人を介して自宅にある古文書を解読して欲しいとの地域住民からの依頼があった。古文書を拝見したところ、それらは文化から天保期にかけての土地売買証文であることが分った。後日その翻刻文書を持参した折に、この古文書（コピー）の一部を授業で使用させて欲しいと申し出たところ快諾をいただいた。
8. 『古文書を読んでみよう』（『NHK 趣味悠々』テキスト 日本放送協会編纂、2001、82頁～85頁）
9. 「田畑永代売買禁止令」（「詳録 新日本史史料集成」第一学習社編、216頁）
10. 注8に同じ
11. 注8に同じ
12. 『新詳日本史』（浜島書店、2018年、193頁）「本百姓の分解」の図表参照
13. 山下恭『近世後期瀬戸内塩業史の研究』（思文閣出版、2006年2月、94頁～95頁）
14. 山下恭『近世後期瀬戸内塩業史の研究』（思文閣出版、2006年2月、67頁）
15. 東京大学と奈良文化財研究所は2016年に出土木簡や古文書などに記された文字を読み解く機能「木簡・くずし字解読システム—MOJIZO—」を開発したと公開した。

【参考文献】

1. 『古文書用語事典』（荒俣英二他編、新人物往来社、1991）
2. 『古文書判読字典』（浅井潤子、藤木篤編、柏書房、1991）
3. 高橋碩一編『新編 古文書入門』（河出書房新社、昭和54年）
4. 木村礎、藤野保、村上直編『藩史大辞典』（第5巻 近畿編 雄山閣 平成元年）